

**公益社団法人日本語教育学会  
第7回代議員選挙のご案内**

2025年2月25日

公益社団法人日本語教育学会

第7回代議員選挙管理委員会

## 目 次

1. 第7回代議員選挙のあらまし	3
2. 第7回代議員選挙についてのご依頼	4
3. 第7回代議員選挙の公示	5
4. 第7回代議員選挙のご案内	6
5. 第7回代議員選挙手続日程（予定）	10
6. 第7回代議員選挙ブロック別代議員定数	11
7. 代議員選挙に関する選挙管理委員会および地域ブロック運営委員会の役割	12

# 代議員選挙のあらまし

1

地域ブロックと第7回代議員選挙の代議員数

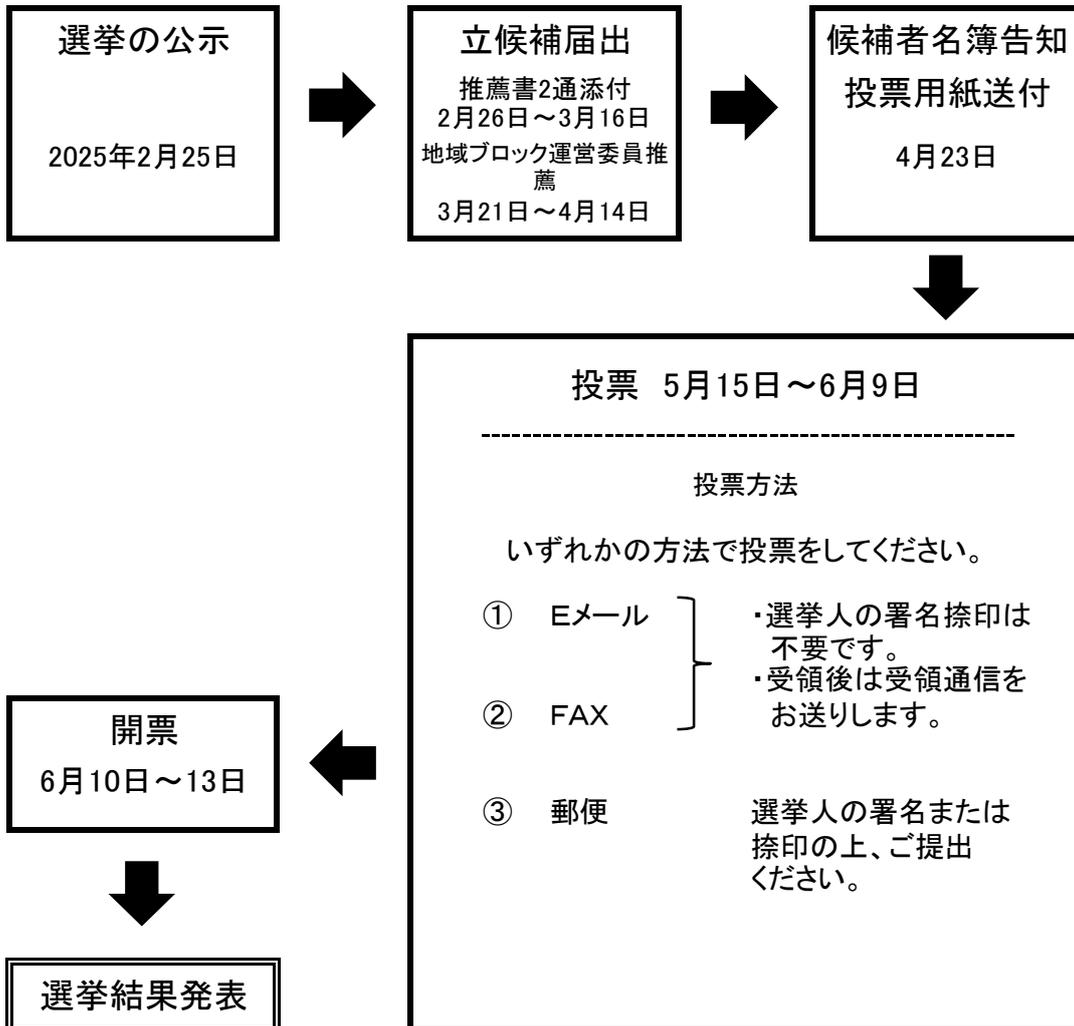
地域ブロック(国内)	代議員数
北海道・東北	2
関東	16
北陸・中部・近畿	10
中国・四国・九州	4
小計	32

地域ブロック(海外)	代議員数
アジア・オセアニア	2
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	1
北米・中米・南米	1
小計	4

合計 36人

2

代議員選挙公示から結果発表まで



2025年2月25日

公益社団法人日本語教育学会  
普通会員各位

公益社団法人日本語教育学会  
第7回代議員選挙管理委員会  
委員長 神吉 宇一  
委員 中野 佳代子  
渡部 倫子

### 第7回代議員選挙についてのご依頼

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本学会は、代議員制度をとっております。法律上の社員にあたる代議員の制度を採り入れ、普通会員による選挙により、会員100名に対し1名の割合で代議員を選出します。選ばれた代議員は代議員総会を構成し、代議員総会は学会の最高意思決定機関となります。

本年は、第7回目の代議員改選の年となります。定款および関係規程に基づき、第7回代議員選挙を次ページのとおり公示し、代議員選挙を実施いたします。普通会員のみなさまにおかれては、代議員への立候補、代議員候補者の推薦および代議員選挙投票に積極的にご協力を賜りますようお願いいたします。

代議員選挙についてのご案内は、6ページ以下の資料をご参照ください。

ご不明な箇所等については、下記の事務局にご照会願います。

### 記

公益社団法人日本語教育学会第7回代議員選挙管理委員会事務局

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会2F

電話：03-3262-4291

FAX：03-5216-7552

E-mail：senkyo@nkg.or.jp

ウェブサイト：<https://www.nkg.or.jp>

以上

## 第7回代議員選挙の公示

公益社団法人日本語教育学会定款第5条第3項並びに代議員選出手続に関する規程第12条および第13条の規定に基づき、第7回代議員選挙を次のとおり行う。

1. 代議員の総定数：36名

地域ブロックごとの定数：

- (1) 北海道・東北 …………… 2名
- (2) 関東 …………… 16名
- (3) 北陸・中部・近畿 …………… 10名
- (4) 中国・四国・九州 …………… 4名
- (5) 海外
  - イ. アジア・オセアニア…………… 2名
  - ロ. 北・中・南米…………… 1名
  - ハ. ヨーロッパ・中近東・アフリカ 1名

2. 代議員の任期

代議員選挙終了日の翌日から、2年後に行われる第8回代議員選挙終了の日まで

3. 代議員立候補受付期間

2025年2月26日～3月16日

4. 地域ブロック運営委員による推薦期間

2025年3月21日～4月14日

5. 投票期間

2025年5月15日～6月9日

6. 開票日

2025年6月10日～6月13日

7. 選挙終了日

2025年6月15日

8. 新代議員任期の開始日

2025年6月16日

## 第7回代議員選挙のご案内

### 1. 代議員制度について

約 3,400 人の普通会員をもって構成する日本語教育学会は、公益社団法人に移行した後は、代議員制度をとっています。現在では、移行前の普通会員による総会に代えて、代議員で構成する代議員総会が最高意思決定機関となっています。

普通会員 100 名に対して代議員 1 名の割合で代議員を選び（地域ブロックと代議員定数については 11 ページご参照）、普通会員を代表して代議員が学会の重要な事柄の決定を行う代議員総会を構成する体制をとっています。

### 2. 第7回代議員選挙の日程について

第7回代議員選挙の日程については、10 ページのとおり予定しております。主要な点は、以下のとおりです。

2025年2月25日～3月16日	代議員立候補受付
3月21日～4月14日	地域ブロック運営委員による推薦期間
5月15日～6月9日	選挙投票
6月10日～6月13日	投票開票、代議員当選選挙結果確定
6月15日	新代議員の会長承認、選挙終了
6月16日	代議員任期開始

### 3. 代議員の役割について

代議員は、公益社団法人の法律上の社員に当たります。公益社団法人としての日本語教育学会は、代議員により代議員総会（法律に定める社員総会）を構成します。全ての代議員をもって構成する代議員総会は、次のことを決定する役割、権限を持っています。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定またはその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告および決算
- (5) 入会の基準並びに入会金および会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) 合併、事業の譲渡、公益目的事業の全部の廃止
- (9) そのほか、法令や定款で定められた事項

### 4. 投票について

普通会員は、選挙人として一人一票の投票権を持っています。学会に登録した各自の住所のある地域から立候補した代議員候補者について、1名を選び投票を行うこととなります。4月にお送りする投票用紙の書式により、投票してください。

例えば、海外の場合、アジア地域の会員は、「アジア・オセアニア」ブロックから立候補した代議員候補者1名を選んで投票してください。

なお、選挙人は学会の普通会員であり、代議員選挙投票日において、会費滞納期間が2年度を超えていないことが条件になります。

代議員選挙の投票は、次のいずれかの方法によります。

(1) E-mail

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記のアドレス宛に添付ファイルでお送りください。メールアドレス： senkyo@nkg.or.jp

(2) FAX

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記ファックス番号に送信してください。

投票先ファックス番号 日本国内 03-5216-7552

海 外 81-3-5216-7552

E-mail または FAX での投票については、送受信上の事故などによる投票不着に対処するため、受領後 1 週間以内に選挙管理委員会から受信確認の返信を送ります。選挙人は、投票後 1 週間以内にこの確認通知がないときは、選挙管理委員会にその旨ご連絡ください。E-mail または FAX での投票については、このような確認方法をとりますので、投票用紙に選挙人の署名・捺印は要りません。

(3) 郵便

投票用紙に必要な事項を記入のうえ、下記の宛先にお送りください。

宛先：〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-4-1 東方学会 2F

公益社団法人日本語教育学会第7回代議員選挙管理委員会事務局

郵送による投票の場合には、選挙人は投票用紙に署名・捺印または、押印をしてください。選挙管理委員会はこれにより投票者確認をします。

投票において、次のものは無効となりますので、ご注意ください。

- (1) 選挙資格のない者の投票
- (2) 選挙人が明らかでない投票
- (3) 投票する候補者名が記載されていないもの
- (4) 候補者を2名以上記載したもの

(5) 候補者以外の氏名または他事を記載したもの。ただし、敬称の類を記入したものは、この限りでない。

上記のいずれにも該当しないが、疑義のあるものについては、選挙管理委員会において判断することになります。

#### 5. 開票、選挙結果について

投票の開票は、選挙管理委員会の代表が開票管理者となって、複数の普通会员の立ち合いのもとに行います。

得票数の多い順に定数に達するまでの者を代議員当選とします。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により当選者を決定します。

選挙管理委員会は、開票結果をまとめ、会長に報告します。会長による選挙結果報告の承認をもって代議員選挙が終了となります。

#### 6. 代議員立候補のお願い、立候補の届出について

第7回代議員選挙において選出する代議員総数は36名であり、各地域ブロック別の代議員定数は2ページおよび11ページのとおりです。

各地域ブロックにおいて、立候補者が代議員定数を満たすことが、最低限必要です。また、代議員の欠員が生じた場合の欠員補充の繰り上げを想定して、補欠者も選ぶ必要がありますので、各地域ブロックにおいて代議員定数を超える立候補者が出揃うことが求められます。

立候補者が定員に満たない場合は、再選挙を行わなければなりません。

普通会员は、どなたも立候補できる被選挙権を持っていますので、定員を超える立候補者が得られますよう、ぜひ立候補をお願いいたします。その際、お手数ですが、推薦者として普通会员2名に推薦書を書いてもらいご提出ください。そしてまた、立候補者の推薦者としてご協力をいただきますよう、お願いいたします。

立候補の届出書および立候補者推薦書は、所定の書式により、それぞれ選挙管理委員会あてに締め切り期日までにご送付願います。

なお、立候補者は、学会の普通会员であって、立候補届け出の日において会費滞納の期間が2年度を超えていないことが条件になります。

#### 7. 選挙執行の組織、委員会の役割について

代議員の選挙に関する業務を公正に行うために第7回代議員選挙管理委員会が設けられ、会長から次の3名の委員が委嘱されました。

神吉宇一委員、中野佳代子委員、渡部倫子委員

委員会の業務は12ページ以降に示すとおりです。また、13ページにあるとおり、選挙管

理委員会の業務を手助けするものとして、地域ブロック運営委員会が各ブロックに置かれます。運営委員会は、各地域ブロックにおける選挙を周知するとともに、立候補による代議員候補者が定数に満たない場合には、候補者となっていただけの会員を、本人の承諾を得て推薦します。

#### 8. 代議員の任期開始について

選挙で選ばれた代議員は、その任期が6月16日から始まることになります。

以 上

第7回代議員改選手続き日程（予定）

月日	曜日	代議員選挙関連事項
2月25日	火	選挙公示
2月26日	水	立候補届け出開始
3月16日	日	立候補届け出締め切り
3月21日	金	ブロック運営委員会からの推薦期間開始
4月14日	月	ブロック運営委員会からの推薦期間終了
4月23日	水	候補者名簿告知 投票用紙送付
5月15日	木	投票開始
6月9日	月	投票締切
6月10日	火	開票開始
6月13日	金	開票集計完了
6月15日	日	会長承認、選挙終了 現代議員任期満了
6月16日	月	新代議員任期の始期

第6回代議員選挙ブロック別代議員定数

代議員選出地域ブロック	普通会員数 (選挙人)	代議員数	代議員補欠数
北海道・東北	187人	2人	1人
関東	1,556人	16人	5人以内
北陸・中部・近畿	985人	10人	3人以内
中国・四国・九州	396人	4人	2人以内
海外 アジア・オセアニア	170人	2人	1人
北米・中米・南米	59人	1人	1人
ヨーロッパ・中近東・アフリカ	56人	1人	1人
合計	3,409人	36人	14人以内

※2025年1月1日の普通会員数より代議員数および代議員補欠数を算定した。

## 代議員選挙に関する選挙管理委員会および 地域ブロック運営委員会の役割

### I. 選挙管理委員会

#### 1. 設置

- (1) 理事会は代議員の選出に関する業務を公正に行うため、代議員選挙管理委員会を設置する。
- (2) 代議員選挙管理委員会は、代議員選挙の公示の 2 ヶ月前に組織し、代議員選挙業務の終了により任務を終わる。

#### 2. 構成等

- (1) 委員は 5 名以内で、理事会が普通会员の中から選考し、会長が委嘱する。
- (2) 委員長は委員の互選による。
- (3) 委員が確定次第、委員名簿を公表する。
- (4) 委員は代議員に立候補できない。

#### 3. 委員会の業務

- (1) 普通会员への代議員選挙の周知、代議員立候補者を募る。
- (2) 投票受付（投票は、すべて代議員選挙管理委員会宛（学会事務局内）に郵送される。）
- (3) 代議員および補欠の候補者名簿の作成（投票の開票、投票の審査、当選補欠の決定）
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

#### 4. 委員会会議の開催

委員会委員の委嘱が行われた後、速やかに委員会会議を開催し、選挙公示日を含む代議員選挙に必要な事項を決める。

#### 5. 代議員選挙の公示

代議員立候補受付のための公示を行う。公示の内容は、次のとおり

- (1) 代議員の総定数および地域ブロックごとの定数  
（国内 4 ブロック、海外 1 ブロック（小区分 3 地域）の構成）
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 地域ブロック運営委員の推薦期間
- (5) 投票日
- (6) 開票日
- (7) その他必要な事項

#### 6. 立候補受付

- (1) 代議員に立候補する普通会员から立候補受付期間内に提出される次の書類の受け付けをする。

- ア. 代議員選挙候補者届出書
- イ. 普通会员 2 名以上の推薦書
- (2) 委員会は、地域ブロック単位の立候補者名簿（氏名、性別、年齢、略歴）を作成し、地域ブロックごとの普通会员に公表する。
- 7. 開票および開票管理者
  - (1) 開票は、代議員選挙管理委員会の代表者が開票管理者としてこれに当たる。
  - (2) 開票には、開票管理者のほかに複数の普通会员が立ち会う。
- 8. 投票の効力の決定  
投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定する。
- 9. 選挙結果の報告  
代議員選挙管理委員会は、投票結果を集計し、投票状況並びに代議員および代議員補欠者を会長に報告する。会長の承認をもって選挙終了とし、選挙結果を普通会员に周知する。

## Ⅱ. 地域ブロック運営委員会

- 1. 設置  
地域ブロックごとの代議員の選挙に関する業務を行うため、地域ブロック運営委員会を置く。
- 2. 構成等
  - (1) 普通会员の中から会長が委嘱する委員 3 名をもって各地域ブロック運営委員会を構成する。
  - (2) 海外ブロックを担当する委員会委員は、必ずしも当該地域ブロックに在住する普通会员であることを要しない。
  - (3) 地域ブロック運営委員会委員は、代議員に立候補できない。
- 3. 主たる業務  
委員会は、管理委員会の委任を受けて、主として次の業務を行う。
  - (1) 当該地域ブロックにおける代議員選挙の周知
  - (2) 地域ブロックの代議員立候補者が定数に達しないときの候補者の推薦に係る業務（地域ブロックの代議員立候補者数が定員に満たないときは、速やかに候補者を募り、代議員選挙管理委員会へ通知する。）

2025年2月25日 発行  
発行者 公益社団法人日本語教育学会  
第7回代議員選挙管理委員会

〒101-005 東京都千代田区西神田 2-4-1 東方学会 2F  
TEL<国内> 03-3262-4291 <海外>81-3-3262-4291  
FAX<国内> 03-5216-7552 <海外>81-3-5216-7552  
Email office@nkg.or.jp  
URL <https://www.nkg.or.jp>